

第2章 環境影響評価の項目

2.1 選定しなかった環境影響評価項目

選定しなかった環境影響評価項目及びその理由は表 2.1-1に示すとおりです。

表 2.1-1-1(1) 選定しなかった環境影響評価の項目及びその理由

環境要素の区分 環境の自然的 構成要素の良 好な状態の保 持を旨として 調査、予測及 び評価される べき環境要素	事業特性・地域特性を踏まえた項目の非選定理由	
	悪臭	悪臭
大気環境	悪臭	本事業では、悪臭物質を取り扱うような工事が及ばないことから、選定しませんでした。
水環境	低周波音	本事業では、工事の実施において低周波音の影響が懸念されるような建設機械の利用はないこと、また、低周波音を生じさせないことから、選定しませんでした。
	その他	本事業では、工事の実施において風害を生じさせないこと、また、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も、路線高は既存の鉄道と同程度で計画しており、風害を生じさせないことから、選定しませんでした。
	底質	本事業では、河川内での工事は行わないこと、また、計画路線は主にトンネルであり、河川内への施設の設置等は行わないことから、選定しませんでした。
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	計画路線の一部は、「第3回自然環境保全基礎調査」(平成元年、環境庁)及び「日本の典型地形 都道府県別一覧」(平成11年3月、建設省国土地理院)に示された海成段丘(下末吉台地)を通過しますが、工事の実施は主にトンネル内であり、地上部での工事区域も既に人工的な改変を受けた区域であることから、また、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も既に人工的な改変を受けた区域の周辺には、国、神奈川県及び横浜市による史跡名勝天然記念物(地質鉱物)は存在しないことから、選定しませんでした。
	土壌	土壌汚染 本事業において改変を行う区域には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日 法律第53号)第6条第1項の規定に基づき措置区域及び、同法第11条第1項の規定に基づき形質変更時要届出区域は存在しません。また、工事の実施において土壌汚染物質の使用や排出は行わず、搬出土砂については、所定の基準に基づいて適正に処理・処分すること、本事業は鉄道の建設であり、土壌汚染物質を取り扱うような施設の設置は行わないことから、選定しませんでした。 なお、工事実施段階において土壌汚染が確認された場合には、関係法令に基づき、適切に対応します。
その他の環境要素	日照障害	本事業では、工事の実施において日照障害を生じさせないこと、また、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も、路線高は既存の鉄道と同程度で計画しており、著しい日照障害を生じさせないことから、選定しませんでした。
	電波障害	本事業では、工事の実施において電波障害を生じさせないこと、また、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も、路線高は既存の鉄道と同程度で計画しており、著しい電波障害を生じさせないことから、選定しませんでした。

表 2.1-1-1(2) 選定しなかった環境影響評価の項目及びその理由

環境要素の区分		事業特性・地域特性を踏まえた項目の非選定理由	
環境要素の区分 生物の多様性及び自然環境の保全を旨として調査、評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	本事業の工事の実施は主にトンネル内であり、地上部での工事区域も既に人工的な変化を受けた区域であること、また、河川内での工事はなく、工事の実施による濁水は、必要に応じて処理施設を設け、関係法令等を遵守して適切な処理を行います。さらに、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も既に人工的な変化を受けた区域であること、また、河川内への施設の設置等を行わないことから、選定しませんでした。
	植物	重要な種及び群落	
	生態系	地域を特徴づける生態系	
人と自然との豊かな自然環境の保全を旨として調査、評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	計画路線及びその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が存在せず、工事の実施は主にトンネル内であり、地上部での工事区域も既に人工的な変化を受けた区域であること、また、計画路線は主にトンネルであり、地表となる区間も既に人工的な変化を受けた区域であることから選定しませんでした。

